

改正後	現行
<p>（法人の常時従事者となることが確実と認められる者に係る一定期間）</p> <p>第五条 法第二条第三項第二号ホの農林水産省令で定める一定期間は、その法人の構成員となつた日の翌日から起算して六月とする。</p> <p>（農作業の範囲）</p> <p>第六条 法第二条第三項第二号への農林水産省令で定めるものは、農産物を生産するために必要となる基幹的な作業とする。</p> <p>第七条 削除</p> <p>（農作業に従事する日数）</p> <p>第八条 法第二条第三項第四号の農林水産省令で定める日数は、六十日（理事等（同項第三号に規定する理事等をいう。以下同じ。）がその法人の行う農業（同項第一号に規定する農業をいう。次条、第十一条第一項第六号ホ及びチ、第五十九条第七号及び第十号並びに付録第一及び付録第二において同じ。）に年間従事する日数の二分の一を超える日数のうち</p>	<p>（法人の常時従事者となることが確実と認められる者に係る一定期間）</p> <p>第五条 法第二条第三項第二号ニの農林水産省令で定める一定期間は、その法人の構成員となつた日の翌日から起算して六月とする。</p> <p>（農作業の範囲）</p> <p>第六条 法第二条第三項第二号ホの農林水産省令で定めるものは、農産物を生産するために必要となる基幹的な作業とする。</p> <p>（事業の円滑化に寄与すると認められる契約）</p> <p>第七条 農地法施行令（以下「令」という。）第二条第三号の農林水産省で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>一 実用新案権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約</p> <p>二 育成者権についての専用利用権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約</p> <p>（農作業に従事する日数）</p> <p>第八条 法第二条第三項第三号の農林水産省令で定める日数は、年間六十日（理事等（同号に規定する理事等をいう。以下同じ。）がその法人の行う農業（同項第一号に規定する農業をいう。次条、第十一条第一項第六号ニ及びチ、第五十九条第六号及び第十号並びに付録第一及び付録第二において同じ。）に年間従事する日数の二分の一を超える日数のうち</p>

ち最も少ない日数が六十日未満のときは、その日数」とする。

(常時従事者の判定基準)

第九条 法第二条第三項第二号ホに規定する常時従事者であるかどうかの判定は、次の各号のいずれかに該当する構成員を常時従事者とする事によりするものとする。

一 一三 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請)

第十条 農地法施行令(以下「令」という。)第一条の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。第三十条第一号を除き、以下同じ。)

二 権利を取得しようとする者が法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び令第二条第一項第一号ロに規定する法人を除く。)である場合には、その定款又は寄附行為の写し

三 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人(農事組合法人又は株式会社であるものに限る。)である場合には、その組員名簿又は株主名簿の写し

四 権利を取得しようとする者が、承認会社(農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号。以下「投資

最も少ない日数が六十日未満のときは、その日数」とする。

(常時従事者の判定基準)

第九条 法第二条第四項の規定による法人の構成員が常時従事者であるかどうかの判定は、次の各号のいずれかに該当する構成員を常時従事者とする事によりするものとする。

一 一三 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請)

第十条 令第三条の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 令第三条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。第二十二条第一号を除き、以下同じ。)

二 権利を取得しようとする者が法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び令第六条第一項第一号ロに規定する法人を除く。)である場合には、その定款又は寄附行為の写し

三 権利を取得しようとする者が農業生産法人(農事組合法人又は株式会社であるものに限る。)である場合には、その組員名簿又は株主名簿の写し

四 権利を取得しようとする者が、承認会社(農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号。以下「投資

円滑化法」という。)第五条に規定する承認会社をいう。以下同じ。  
( )であつて投資円滑化法第十条の規定の適用を受けるものを構成員とする農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し  
(削る。)

(削る。)

五| 権利を取得しようとする者が令第二条第二項第三号に規定する法人  
である場合には、第十六条第二項の要件を満たしていることを証する  
書面

六| 九| (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項)  
第十一条 令第一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一| 五| (略)

六 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項

円滑化法」という。)第五条に規定する承認会社をいう。以下同じ。  
( )であつて投資円滑化法第十条第一項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し

五| 権利を取得しようとする者が、承認会社又は承認組合(投資円滑化法第五条に規定する承認組合をいう。以下同じ。)であつて投資円滑化法第十条第二項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面

六| 権利を取得しようとする者が法第二条第三項第二号に掲げる者が構成員となつている農業生産法人である場合には、その構成員とその農業生産法人との間で締結された契約書の写しその他のその構成員が同号に掲げる者であることを証する書面(その構成員が同号の政令で定める者である場合には、当該書面及び令第一条第一号から第五号までに掲げる者のいずれかであることを証する書面)

七| 権利を取得しようとする者が令第六条第二項第三号に規定する法人である場合には、第十六条第二項の要件を満たしていることを証する  
書面

八| 十一| (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項)  
第十一条 令第三条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一| 五| (略)

六 権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合には、次に掲げる事項

イ 農地所有適格法人が現に行っている事業の種類及び売上高並びに権利の取得後における事業計画

ロ 農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権  
ハ 農地所有適格法人の構成員からその農地所有適格法人に対して権利を設定し、又は移転した農地又は採草放牧地の面積

ニ 法第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつている場合には、その構成員が農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積

ホ 農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

ヘ 法第二条第三項第二号へに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつている場合には、その構成員がその農地所有適格法人に委託している農作業の内容

ト 承認会社であつて投資円滑化法第十条の規定の適用を受けるものが農地所有適格法人の構成員となつている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権（削る。）

イ 農業生産法人が現に行っている事業の種類及び売上高並びに権利の取得後における事業計画

ロ 農業生産法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権  
ハ 農業生産法人の構成員からその農業生産法人に対して権利を設定し、又は移転した農地又は採草放牧地の面積

（新設）

ニ 農業生産法人の構成員のその農業生産法人の行う農業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

ホ 法第二条第三項第二号ホに掲げる者が農業生産法人の構成員となつている場合には、その構成員がその農業生産法人に委託している農作業の内容

ト 承認会社であつて投資円滑化法第十条第一項の規定の適用を受けるものが農業生産法人の構成員となつている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

ト 法第二条第三項第二号チに掲げる者が農業生産法人の構成員となつている場合には、その構成員がその農業生産法人から供給を受ける物資若しくは提供を受ける役務の内容又はその構成員がその農業

チ 農地所有適格法人の理事等の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業及び農作業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

七十三 (略)

2 次のいずれかに該当する場合には、令第一条の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号まで及び第十三号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が農地若しくは採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は農業協同組合法第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

三 前条第二項第七号に規定する場合

(削る。)

生産法人の事業の円滑化に寄与している状況(その構成員が同号の政令で定める者である場合には、これらに加えて、令第一条第一号から第五号までに掲げる者のいずれかである旨)

チ 農業生産法人の理事等の氏名及び住所並びにその農業生産法人の行う農業及び農作業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

七十三 (略)

2 次のいずれかに該当する場合には、令第三条の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号まで及び第十三号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が農地若しくは採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は農業協同組合法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

三 前条第二項第九号に規定する場合

(特例農業法人に係る農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請等)

第十一条の二 特例農業法人(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十八条第一項に規定する特例農業法人をいう。以下この条において同じ。)が法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合についての前二条の規定の適用については、第十条第二項第三号が

(農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の届出)

第十二条 法第三条第一項第十三号の届出をしようとする農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外)

第十六条 令第二条第一項第一号ハの農林水産省令で定めるものは、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人とする。

2 令第二条第二項第三号の一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 その行う事業が令第二条第二項第三号に規定する事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の四分の三以上を占めるもの

二 (略)

ら第六号まで及び前条第一項第六号中「農業生産法人」とあるのは「特例農業法人」と、同号中「農業及び農作業」とあるのは「農業、農作業及び国家戦略特別区域法第十八条第一項第三号に規定する事業」とする。

(農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の届出)

第十二条 法第三条第一項第十三号の届出をしようとする農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。)又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外)

第十六条 令第六条第一項第一号ハの農林水産省令で定めるものは、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人とする。

2 令第六条第二項第三号の一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 その行う事業が令第六条第二項第三号に規定する事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の四分の三以上を占めるもの

二 (略)

第二十二條から第二十四條まで 削除

(農地を転用するための許可申請)

第二十二條 令第七条第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
- 二 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書
- 三 申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- 四 次条第五号の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- 五 申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面
- 六 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)
- 七 その他参考となるべき書類

(農地を転用するための許可申請書の記載事項)

第二十三條 令第七条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名、住所及び職業(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名)
- 二 土地の所在、地番、地目、面積、利用状況及び普通収穫高
- 三 転用の事由の詳細

- 四 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要
- 五 転用の目的に係る事業の資金計画
- 六 転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要
- 七 その他参考となるべき事項

(申請書を送付すべき期間)

第二十四条 令第七条第二項(令第十五条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める期間は、申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日とする。

(農業委員会を経由しない相当の事由)

第二十五条 令第七条第三項(令第十五条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 申請書を提出すべき農業委員会の農地部会の会議(農地部会を置かない農業委員会にあつては、総会。次号において同じ。)が四十日以内に開かれる見込みのないことが明らかであること。
- 二 經由して都道府県知事に提出するため農業委員会に申請書を提出した後、当該農業委員会の農地部会の会議が当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日以内に開かれる見込みのないことが明らかとなつたこと。
- 三 その他相当の事由

(都道府県知事への申請書の提出)

第二十六条 令第七条第三項の規定により農業委員会を経由しないで都道

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設)

第二十五条 法第四条第一項第二号の農林水産省令で定める施設は、国又は都道府県等が設置する道路、農業用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。

一 一三 (略)

四 多数の者の利用に供する庁舎で次に掲げるもの

イ 一八 (略)

二 指定市町村が設置する市役所、特別区の区役所又は町村役場の用に供する庁舎

ホ (略)

五 (略)

(市街化区域内の農地を転用する場合の届出)

第二十六条 令第三条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

府県知事に申請書を提出する場合には、申請書（經由して都道府県知事に提出するため農業委員会に申請書を提出した後に、同項の規定により農業委員会を経由しないで都道府県知事に申請書を提出する場合には、農業委員会に提出した申請書と同一の内容のものに限る。）にその事由を記載しなければならない。

2 都道府県知事は、令第七条第三項の規定により農業委員会を経由しないで申請書が提出された場合において必要があると認めるときは、当該申請に関し、当該農業委員会の意見を聴くことができる。

第二十七条 削除

(地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設)

第二十八条 法第四条第一項第二号の農林水産省令で定める施設は、国又は都道府県が設置する道路、農業用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。

一 一三 (略)

四 多数の者の利用に供する庁舎で次に掲げるもの

イ 一八 (略)

(新設)

二 (略)

五 (略)

(市街化区域内の農地を転用する場合の届出)

第二十九条 令第九条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

(市街化区域内の農地を転用する場合の届出書の記載事項)

第二十七条 令第三条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 第三十一条第六号に掲げる事項

(市街化区域内の農地を転用する場合の届出の受理通知書の記載事項)

第二十八条 令第三条第二項の規定により届出を受理した旨の通知をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

(農地の転用の制限の例外)

第二十九条 法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五 (略)

六 地方公共団体(都道府県等を除く。)がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第三条各号に掲げるもの(第二十五条第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。)

の敷地に供するためその区域(地方公共団体の組合にあつては、その組合を組織する地方公共団体の区域)内にある農地を農地以外のものにする場合

七～十八 (略)

一・二 (略)

(市街化区域内の農地を転用する場合の届出書の記載事項)

第三十条 令第九条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 第二十三条第六号に掲げる事項

(市街化区域内の農地を転用する場合の届出の受理通知書の記載事項)

第三十一条 令第九条第二項の規定により届出を受理した旨の通知をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

(農地の転用の制限の例外)

第三十二条 法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五 (略)

六 地方公共団体(都道府県等を除く。)がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第三条各号に掲げるもの(第二十八条第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。)

の敷地に供するためその区域(地方公共団体の組合にあつては、その組合を組織する地方公共団体の区域)内にある農地を農地以外のものにする場合

七～十八 (略)

(農地を転用するための許可申請)

第三十条 法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
- 二 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書
- 三 申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- 四 次条第五号の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- 五 申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面
- 六 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）
- 七 その他参考となるべき書類

(農地を転用するための許可申請書の記載事項)

第三十一条 法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名、住所及び職業（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名）
- 二 土地の所在、地番、地目、面積、利用状況及び普通収穫高
- 三 転用の事由の詳細
- 四 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

(新設)

(新設)

五 転用の目的に係る事業の資金計画

六 転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

七 その他参考となるべき事項

(申請書を送付すべき期間)

第三十二条 法第四条第三項の農林水産省令で定める期間は、申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日とする。

(地域の農業の振興に資する施設)

第三十三条 令第四条第一項第二号イの農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設(法第四条第六項第一号ロ又は第五条第二項第一号ロに掲げる土地にあつては、これらの土地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められるものに限る。)とする。

一 三 (略)

四 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(令第六条又は第十三条に掲げる土地にあつては、敷地面積がおおむね五百平方メートルを超えないものに限る。)

(市街地に設置することが困難又は不適当な施設)

第三十四条 令第四条第一項第二号ロの農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設(令第六条又は第十三条に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。)とする。

一 三 (略)

(新設)

(地域の農業の振興に資する施設)

第三十三条 令第十条第一項第二号イの農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設(法第四条第二項第一号ロ又は第五条第二項第一号ロに掲げる土地にあつては、これらの土地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められるものに限る。)とする。

一 三 (略)

四 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(令第十二条又は第二十条に掲げる土地にあつては、敷地面積がおおむね五百平方メートルを超えないものに限る。)

(市街地に設置することが困難又は不適当な施設)

第三十四条 令第十条第一項第二号ロの農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設(令第十二条又は第二十条に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。)とする。

一 三 (略)

(特別の立地条件を必要とする事業)

第三十五条 令第四條第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一 五 (略)

六 法第四條第六項第一号ロ又は第五條第二項第一号ロに掲げる土地に係る法第四條第一項若しくは第五條第一項の許可又は法第四條第一項第七号若しくは第五條第一項第六号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設(令第六條又は第十三條に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。)

(隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用)

第三十六條 令第四條第一項第二号ニの農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る法第四條第六項第一号ロに掲げる土地の面積の割合が三分の一を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る令第六條に掲げる土地の面積の割合が五分の一を超えないこととする。

(公益性が高いと認められる事業)

第三十七條 令第四條第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号、第七号、第十二号及び第十三号に該当するものに関する事業にあつては、令第六條又は第十三條に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。

一 十二 (略)

(特別の立地条件を必要とする事業)

第三十五条 令第十條第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一 五 (略)

六 法第四條第二項第一号ロ又は第五條第二項第一号ロに掲げる土地に係る法第四條第一項若しくは第五條第一項の許可又は法第四條第一項第七号若しくは第五條第一項第六号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設(令第十二條又は第二十條に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。)

(隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用)

第三十六條 令第十條第一項第二号ニの農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る法第四條第二項第一号ロに掲げる土地の面積の割合が三分の一を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る令第十二條に掲げる土地の面積の割合が五分の一を超えないこととする。

(公益性が高いと認められる事業)

第三十七條 令第十條第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号、第七号、第十二号及び第十三号に該当するものに関する事業にあつては、令第十二條又は第二十條に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。

一 十二 (略)

十三 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第一項に規定する基本計画に定められた同条第二項第二号に掲げる区域（農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。）内において同法第七条第一項に規定する設備整備計画（当該設備整備計画のうち同条第二項第二号に掲げる事項について同法第六条第一項に規定する協議会における協議が調つたものであり、かつ、同法第七条第四項第一号に掲げる行為に係る当該設備整備計画についての協議が調つたものに限る。）に従つて行われる同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従つて行われる農地の転用）

第三十八条 令第四条第一項第二号へ(5)の農林水産省令で定める計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿つて当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画とする。

第三十九条 令第四条第一項第二号へ(5)の農林水産省令で定める要件は、次のいずれかに該当する施設を前条に規定する計画に従つて整備するため行われるものであることとする。

一・二 (略)

（特定土地改良事業等）

第四十条 令第五条第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要

十三 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第一項に規定する基本計画に定められた同条第二項第二号に掲げる区域（農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。）内において同法第七条第一項に規定する設備整備計画（当該設備整備計画のうち同条第二項第二号に掲げる事項について同法第六条第一項に規定する協議会における協議が調つたものであり、かつ、同法第七条第四項第一号又は第二号に掲げる行為に係る当該設備整備計画についての協議が調つたものに限る。）に従つて行われる同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従つて行われる農地の転用）

第三十八条 令第十条第一項第二号への農林水産省令で定める計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿つて当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画とする。

第三十九条 令第十条第一項第二号への農林水産省令で定める要件は、次のいずれかに該当する施設を前条に規定する計画に従つて整備するため行われるものであることとする。

一・二 (略)

（特定土地改良事業等）

第四十条 令第十一条第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる

件を満たしている事業とする。

一・二 (略)

(農作業を効率的に行うのに必要な条件)

第四十一条 令第六条第一号の農林水産省令で定める基準は、区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械(農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)第二条第三項に規定する高性能農業機械をいう。)による営農に適するものであると認められることとする。

(土地の区画形質の変更等に係る特定土地改良事業等)

第四十二条 令第六条第二号の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業が次に掲げる要件を満たしていることとする。

一・二 (略)

(公共施設又は公益的施設の整備の状況の程度)

第四十三条 令第七条第一号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。

一・二 (略)

(宅地化の状況の程度)

第四十四条 令第七条第二号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。

一・三 (略)

(市街地化が見込まれる区域)

第四十五条 令第八条第一号の農林水産省令で定める区域は、次に掲げる

要件を満たしている事業とする。

一・二 (略)

(農作業を効率的に行うのに必要な条件)

第四十一条 令第十二条第一号の農林水産省令で定める基準は、区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械(農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)第二条第三項に規定する高性能農業機械をいう。)による営農に適するものであると認められることとする。

(土地の区画形質の変更等に係る特定土地改良事業等)

第四十二条 令第十二条第二号の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業が次に掲げる要件を満たしていることとする。

一・二 (略)

(公共施設又は公益的施設の整備の状況の程度)

第四十三条 令第十三条第一号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。

一・二 (略)

(宅地化の状況の程度)

第四十四条 令第十三条第二号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。

一・三 (略)

(市街地化が見込まれる区域)

第四十五条 令第十四条第一号の農林水産省令で定める区域は、次に掲げ

区域とする。

一・二 (略)

第四十六条 令第八条第二号の農林水産省令で定める区域は、宅地化の状況が第四十四条第一号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね十ヘクタール未満であるものとする。

(申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

第四十七条 法第四条第六項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ〜タ (略)

レ 地方公共団体(都道府県等を除く。)又は独立行政法人都市再生機構その他国(国が出資している法人を含む。)の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合  
ソ〜ラ (略)

(指定の申請)

第四十八条 令第九条第一項の申請(以下この条において「申請」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを農林水産大臣に提

る区域とする。

一・二 (略)

第四十六条 令第十四条第二号の農林水産省令で定める区域は、宅地化の状況が第四十四条第一号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね十ヘクタール未満であるものとする。

(申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

第四十七条 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ〜タ (略)

レ 地方公共団体(都道府県を除く。)又は独立行政法人都市再生機構その他国(国が出資している法人を含む。)の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合  
ソ〜ラ (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請)

第四十八条 令第十五条第一項の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項各号に掲げる場合

出してしなければならない。

一 申請に係る市町村（以下「申請市町村」という。）における令第九  
条第二項第一号の目標（以下「面積目標」という。）及びその算定根  
拠を記載した書類

二 申請市町村が行った申請の日の属する年の前年以前五年の期間（以  
下「過去五年間」という。）における次条第二項第一号イからハまで  
及びホに掲げる事務の処理の状況の概要を記載した書類

三 指定により当該指定の日以後申請市町村の長が行うこととなる事務  
（以下「農地転用許可事務」という。）に関する組織図及び体制図  
四 前三号に掲げるもののほか、農林水産大臣が必要と認める事項を記  
載した書類

（指定の基準）

第四十九条 農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす面積目標を  
定めている申請市町村を、令第九条第二項第一号に掲げる基準に適合す  
ると認めるものとする。

一 農業振興地域の整備に関する法律第三条の二第一項に規定する基本  
指針及び同法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に沿つて、農  
地又は採草放牧地の面積のすう勢及び農地又は採草放牧地の農業上の  
効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の効果を適切に勘案して  
（るい）と。

二 地方公共団体が策定した土地利用に関する計画に基づき開発行為（  
農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発  
行為をいう。）が予定されていることその他の申請市町村として考慮

は、この限りでない。

2 令第十五条第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げ  
る書類を添付しなければならない。

一 第二十二條第一号から第四号までに掲げる書類

二 申請に係る農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を  
有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面

三 申請に係る農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合に  
は、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過して  
もなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）

四 前項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合にあ  
つては、第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面  
五 その他参考となるべき書類

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請書の  
記載事項）

第四十九条 令第十五条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げ  
る事項とする。

一 第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 第二十三條第四号及び第五号に掲げる事項

三 転用することによつて生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の  
被害の防除施設の概要

四 その他参考となるべき事項

すべき事情がある場合には、当該事情を適切に勘案していること。

農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第九條第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一 申請市町村が行つた過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしていること又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図つており、かつ、面積目標の達成に向けて農地若しくは採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。

イ 申請市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十七の二第一項の條例の定めるところにより法第四條第一項及び第五條第一項又は農業振興地域の整備に関する法律第十五條の二第一項の許可に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理 法、令及びこの省令又は農業振興地域の整備に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則に違反したことがないこと。

ロ 法第四條第三項（法第五條第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の送付に係る事務の処理 当該申請書に付された意見の内容が法第四條第一項又は第五條第一項の許可をすることが相当であるとするものである場合に、都道府県知事が当該許可の申請に対して法、令及びこの省令に定める要件を満たしていないとして不許可の処分を行つたことがないこと（地方自治法第百八十条の二の規定により申請市町村（同法第二百五十二條の十七の二第一項の條例の定めるところにより法第四條第一項及び第五條第一項

の許可に係る事務を処理することとされているものを除く。)の委任を受けて、指定の日以後、農業委員会が農地転用許可事務を行うこととなる場合に限る。)

ハ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等(同法第三条に規定する農用地等をいう。)以外の用途に供することを目的として農用地区域(同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下このハにおいて同じ。)内の土地を農用地区域から除外するために、行う農用地区域の変更に係る事務の処理 都道府県知事が当該変更に係る同法第十三条第四項において準用する同法第八条第四項の規定による協議において同法、農業振興地域の整備に関する法律施行令及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則に定める要件を満たしていないとして同意しなかつたことがないこと。

ニ 第二十九条第六号の施設の敷地に供するため申請市町村の区域内にある農地を農地以外のものにする行為 当該施設の公益性を考慮してもなお当該行為が土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

ホ 申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第五十一条第一項の規定による処分若しくは命令又は農業振興地域の整備に関する法律第十五条の三の規定による命令に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理 当該事務の処理が著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

二 指定の日以後の農地転用許可事務の処理を行う体制(以下「事務処理体制」という。)が次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 農地転用許可事務に従事する職員を二名以上(過去五年間における

る法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）配置すること。

ロ イの職員のうち前号イからハまでの事務に通算して一年以上従事した経験（以下「従事経験」という。）を有するものの人数が二名以上（過去五年間における法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）であること又は次に掲げる者の人数がそれぞれ一名以上であること。

(1) イの職員であつて、従事経験を有するもの

(2) イの職員であつて、農地転用許可事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県機構が実施する研修を受けることにより従事経験を有する者と同等の法、令及びこの省令並びに農業振興地域の整備に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律施行令及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則に関する理解を有すると認められるもの

ハ イ及びロに掲げる要件を満たす事務処理体制を継続的に確保できると認められること。

（面積目標の達成状況等の報告）

第四十九条の二 指定市町村は、毎年四月一日から同月末日までの間に、報告書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 面積目標の達成状況を記載した書類

二 前年の農地転用許可事務の処理の概要を記載した書類

2 前項の規定による場合のほか、指定市町村は、農林水産大臣の求めに

（新設）

応じ、農林水産大臣が必要と認める事項を記載した書類を提出しなければならない。

(指定の取消し)

- 第四十九条の三 令第九条第八項の規定による指定市町村が同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたかどうかの判断は、指定市町村が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に行うものとする。
- 一 令第九条第七項の規定に違反した場合
  - 二 法第五十八条第二項の指示に従わない場合
  - 三 農地転用許可事務に係る地方自治法第二百四十五条の五第三項の規定による求めに応じない場合

(指定及びその取消しに関し必要な事項)

- 第四十九条の四 第四十八条から前条までに規定するもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出)

第五十条 令第十条第一項の規定により届出書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

2 令第十条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第二十六条第一号に掲げる書類
- 二 四 (略)

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出書

(新設)

(新設)

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出)

第五十条 令第十七条第一項の規定により届出書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

2 令第十七条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第二十九条第一号に掲げる書類
- 二 四 (略)

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出書

の記載事項)

第五十一条 令第十條第一項の農林水産省令で定める事項は、第十一條第一項第一号及び第四号、第二十七條第二号から第四号まで並びに第五十七條の三第三号に掲げる事項とする。

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理通知書の記載事項)

第五十二条 令第十條第一項の規定により届出を受理した旨の通知をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 第二十八條各号に掲げる事項

二 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外)

第五十三条 法第五條第一項第七号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 地方公共団体(都道府県等を除く。)がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第三條各号

に掲げるもの(第二十五條第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。)の敷地に供するためその区域(地方公共団体の組合にあつては、その組合を組織する地方公共団体の区域)内にある農地又は採草放牧地につき第一号の権利を取得する場合

六 十七 (略)

(隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地

の記載事項)

第五十一条 令第十七條第一項の農林水産省令で定める事項は、第十一條第一項第一号及び第四号、第三十條第二号から第四号まで並びに第四十九條第三号に掲げる事項とする。

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理通知書の記載事項)

第五十二条 令第十七條第一項の規定により届出を受理した旨の通知をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 第三十一條各号に掲げる事項

二 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外)

第五十三条 法第五條第一項第七号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 地方公共団体(都道府県等を除く。)がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第三條各号に

掲げるもの(第二十八條第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。)の敷地に供するためその区域(地方公共団体の組合にあつては、その組合を組織する地方公共団体の区域)内にある農地又は採草放牧地につき第一号の権利を取得する場合

六 十七 (略)

(隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地

の転用)

第五十四条 令第十一条第二号二の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る法第五条第二項第一号ロに掲げる土地の面積の割合が三分の一を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る令第十三条に掲げる土地の面積の割合が五分の一を超えないこととする。

(農作業を効率的に行うのに必要な条件)

第五十五条 令第十三条第一号の農林水産省令で定める基準は、第四十一条に規定する要件を満たしていることとする。

(土地の区画形質の変更等に係る特定土地改良事業等)

第五十六条 令第十三条第二号の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業が第四十二条各号に掲げる要件を満たしていることとする。

(申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

第五十七条 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ タ (略)

レ 地方公共団体(都道府県等を除く。)又は独立行政法人都市再生機構その他国(国が出資している法人を含む。)の出資により設立

の転用)

第五十四条 令第十八条第二号二の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る法第五条第二項第一号ロに掲げる土地の面積の割合が三分の一を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る令第二十条に掲げる土地の面積の割合が五分の一を超えないこととする。

(農作業を効率的に行うのに必要な条件)

第五十五条 令第二十条第一号の農林水産省令で定める基準は、第四十一条に規定する要件を満たしていることとする。

(土地の区画形質の変更等に係る特定土地改良事業等)

第五十六条 令第二十条第二号の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業が第四十二条各号に掲げる要件を満たしていることとする。

(申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

第五十七条 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ タ (略)

レ 地方公共団体(都道府県等を除く。)又は独立行政法人都市再生機構その他国(国が出資している法人を含む。)の出資により設立さ

された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合

ソウラ (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請)

第五十七条の二 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

2 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第三十条第一号から第四号までに掲げる書類

二 申請に係る農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面

三 申請に係る農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）

四 前項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合にあつては、第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面

五 その他参考となるべき書類

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請書の記載事項)

第五十七条の三 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

れた地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合

ソウラ (略)

(新設)

(新設)

二 第三十一条第四号及び第五号に掲げる事項

三 転用することによつて生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要

四 その他参考となるべき事項

(申請書を送付すべき期間)

第五十七条の四 法第五条第三項において準用する法第四条第三項の農林水産省令で定める期間は、申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日とする。

(農地所有適格法人の報告)

第五十八条 法第六条第一項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次条に掲げる事項を記載した報告書を当該農地所有適格法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の所在地を管轄する農業委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 承認会社であつて投資円滑化法第十条の規定の適用を受けるものが構成員となつている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し

(削る。)

(削る。)

(新設)

(農業生産法人の報告)

第五十八条 法第六条第一項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次条に掲げる事項を記載した報告書を当該農業生産法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の所在地を管轄する農業委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 承認会社であつて投資円滑化法第十条第一項の規定の適用を受けるものが構成員となつている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し

四 承認会社又は承認組合であつて投資円滑化法第十条第二項の規定の適用を受けるものが構成員となつている場合には、その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面

五 法第二条第三項第二号に掲げる者が構成員となつている場合には、その構成員とその農業生産法人との間で締結された契約書の写しそ

四 (略)

第五十九条 法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 農地所有適格法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 二 農地所有適格法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の面積
- 三 農地所有適格法人が当該事業年度に行つた事業の種類及び売上高
- 四 農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権
- 五 農地所有適格法人の構成員からその農地所有適格法人に対して権利を設定又は移転した農地又は採草放牧地の面積
- 六 法第二条第三項第二号二に掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつている場合には、その構成員が農地利用集積団滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積
- 七 農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業への従事状況
- 八 法第二条第三項第二号へに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつている場合には、その構成員がその農地所有適格法人に委託して

の他のその構成員が同号子に掲げる者であることを証する書面（その構成員が法第二条第三項第二号の政令で定める者である場合には、当該書面及び令第一条第一号から第五号までに掲げる者のいずれかであることを証する書面）

六 (略)

第五十九条 法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 農業生産法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
  - 二 農業生産法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の面積
  - 三 農業生産法人が当該事業年度に行つた事業の種類及び売上高
  - 四 農業生産法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権
  - 五 農業生産法人の構成員からその農業生産法人に対して権利を設定又は移転した農地又は採草放牧地の面積
- (新設)
- 六 農業生産法人の構成員のその農業生産法人の行う農業への従事状況
  - 七 法第二条第三項第二号ホに掲げる者が農業生産法人の構成員となつている場合には、その構成員がその農業生産法人に委託している農作

いる農作業の内容

九 承認会社であつて投資円滑化法第十条の規定の適用を受けるものが農地所有適格法人の構成員となつている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権  
(削る。)

十 農地所有適格法人の理事等の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業及び農作業への従事状況  
(削る。)

十一 (略)

(報告を要しない農地又は採草放牧地の指定)

第六十条 令第十六条第二号の規定による指定は、交換分合計画につき土地改良法第九十八条第十項又は第九十九条第十二項(同法第百条第二項及び第百条の二第二項(同法第百十一条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))並びに第百十一条、農業振興地域の整備に関する法律第十三条の五、農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第十一条、集落地域整備法第十二条並びに市民農園整備促進法第六条において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた日の翌日から起算して三月以内に、その所有者に対し、次に掲げる事項を記載した指定書を交付

業の内容

八 承認会社であつて投資円滑化法第十条第一項の規定の適用を受けるものが農業生産法人の構成員となつている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

九 法第二条第三項第二号に掲げる者が農業生産法人の構成員となつている場合には、その構成員がその農業生産法人から供給を受ける物資若しくは提供を受ける役務の内容又はその構成員がその農業生産法人の事業の円滑化に寄与している状況(その構成員が法第二条第三項第二号の政令で定める者である場合には、これらに加えて、令第一条第一号から第五号までに掲げる者のいずれかである旨)

十 農業生産法人の理事等の氏名及び住所並びにその農業生産法人の行う農業及び農作業への従事状況

十一 その法人が国家戦略特別区域法第十八条第三項の規定により農業生産法人とみなされた者である場合には、その法人の理事等のその法人の行う同条第一項第三号に規定する事業への従事状況

十二 (略)

(報告を要しない農地又は採草放牧地の指定)

第六十条 令第二十三条第二号の規定による指定は、交換分合計画につき土地改良法第九十八条第十項又は第九十九条第十二項(同法第百条第二項及び第百条の二第二項(同法第百十一条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))並びに第百十一条において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた日の翌日から起算して三月以内に、その所有者に対し、次に掲げる事項を記載した指定書を交付してするものとする。

してするものとする。

一 (略)

二 当該交換分合計画に基づき交換分合が行われた令第十六条第二号に規定する特定農地等及び同号の規定によりこれに代わるべきものとして指定する土地の所在、地番、地目及び面積

(農地所有適格法人の要件を満たすに至った旨の届出)

第六十一条 法第七条第五項の届出は、法第二条第三項に掲げる農地所有適格法人の要件の全てを満たすためにとつた措置の概要その他参考となるべき事項を記載した書面で行わなければならない。

(農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合における使用貸借の返還の請求等)

第六十二条 (略)

(賃貸借の解約等の許可申請)

第六十四条 令第二十条第一項の規定により合意による解約に係る申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項第二号に掲げる場合は、この限りでない。

2 令第二十条第一項の申請書は、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新の拒絶の通知をしようとする日の三月前までに農業委員会に提出しなければならない。

3 令第二十条第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げ

一 (略)

二 当該交換分合計画に基づき交換分合が行われた令第二十三条第二号の特定農地等及び同号の規定によりこれに代わるべきものとして指定する土地の所在、地番、地目及び面積

(農業生産法人の要件を満たすに至った旨の届出)

第六十一条 法第七条第五項の届出は、法第二条第三項に掲げる農業生産法人の要件(当該届出を行おうとする者が国家戦略特別区域法第十八条第三項の規定により農業生産法人とみなされた者である場合には、当該要件又は同条第一項各号に掲げる要件)の全てを満たすためにとつた措置の概要その他参考となるべき事項を記載した書面で行わなければならない。

(農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合における使用貸借の返還の請求等)

第六十二条 (略)

(賃貸借の解約等の許可申請)

第六十四条 令第二十七条第一項の規定により合意による解約に係る申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項第二号に掲げる場合は、この限りでない。

2 令第二十七条第一項の申請書は、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新の拒絶の通知をしようとする日の三月前までに農業委員会に提出しなければならない。

3 令第二十七条第一項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げ

る書類を添付しなければならない。

一〇三 (略)

(賃貸借の解約等の許可申請書の記載事項)

第六十五条 令第二十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

(申請書を送付すべき期間)

第六十五条の二 令第二十条第二項の農林水産省令で定める期間は、申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日とする。

(買収した土地等の貸付け)

第八十九条 令第二十八条第一項本文の規定による貸付けは、次に掲げる基準に該当するものでなければならない。

一・二 (略)

(貸付けの相手方)

第九十一条 令第二十八条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者(その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。)とする。

一〇三 (略)

(命令書の記載事項)

第九十九条 法第五十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲

げる書類を添付しなければならない。

一〇三 (略)

(賃貸借の解約等の許可申請書の記載事項)

第六十五条 令第二十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

(新設)

(買収した土地等の貸付け)

第八十九条 令第三十五条第一項本文の規定による貸付けは、次に掲げる基準に該当するものでなければならない。

一・二 (略)

(貸付けの相手方)

第九十一条 令第三十五条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者(その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。)とする。

一〇三 (略)

(命令書の記載事項)

第九十九条 法第五十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

一〇三 (略)

四 法第五十一条第三項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を都道府県知事等が自ら講ずることがある旨及び当該原状回復等の措置に要した費用を徴収することがある旨

(原状回復等の措置に係る費用負担)

第百条 都道府県知事等は、法第五十一条第四項の規定により当該原状回復等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該違反転用者等に対し、その者に負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(権限の委任)

第百五条 法及び令に規定する農林水産大臣の権限（法第四条第一項及び令第九条の規定による指定及びその取消しに係る権限並びに法第五十八条第四項の規定による権限を除く。）は、地方農政局長に委任する。

げる事項とする。

一〇三 (略)

四 法第五十一条第三項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を農林水産大臣又は都道府県知事が自ら講ずることがある旨及び当該原状回復等の措置に要した費用を徴収することがある旨

(原状回復等の措置に係る費用負担)

第百条 農林水産大臣又は都道府県知事は、法第五十一条第四項の規定により当該原状回復等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該違反転用者等に対し、その者に負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(権限の委任)

第百五条 法及び令に規定する農林水産大臣の権限（法第五十八条第四項の規定による権限を除く。）は、地方農政局長に委任する。

改正後	現行
<p>（開発行為についての許可手続）</p> <p>第三十四条 法第十五条の二第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等（法第十五条の二第一項に規定する都道府県知事等をいう。）に提出しなければならない。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>二 二（略）</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第三十七条の二 令第十三条の三第一項の申請（以下この条において「申請」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 申請に係る市町村（以下この条及び次条において「申請市町村」という。）における令第十三条の三第二項第一号の目標（次条及び第三十七条の四第一項第一号において「面積目標」という。）及びその算定根拠を記載した書類</p> <p>二 申請市町村が行った申請の日の属する年の前年以前五年の期間（次条第二項において「過去五年間」という。）における次条第二項第一号イからハまで及びホに掲げる事務の処理の状況の概要を記載した書類</p> <p>三 指定（令第十三条の三第一項に規定する指定をいう。以下同じ。）により当該指定の日以後申請市町村の長が行うこととなる事務（次条第二項第二号及び第三十七号の四第一項第二号において「開発許可事</p>	<p>（開発行為についての許可手続）</p> <p>第三十四条 法第十五条の二第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>二 二（略）</p> <p>（新設）</p>

務」という。)に関する組織図及び体制図

四 前三号に掲げるもののほか、農林水産大臣が必要と認める事項を記載した書類

(指定の基準)

第三十七条の三 農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす面積目標を定めている申請市町村を、令第十三条の三第二項第一号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一 法第三条の二第一項に規定する基本指針及び法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に沿って、農用地の面積のすう勢及び農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の効果を適切に勘案していること。

二 地方公共団体が策定した土地利用に関する計画に基づき開発行為(法第十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。)が予定されていることその他の申請市町村として考慮すべき事情がある場合には、当該事情を適切に勘案していること。

2| 農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第十三条の三第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一 申請市町村が行った過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしていること又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図っており、かつ、面積目標の達成に向けて農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。

イ 申請市町村が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百

(新設)

五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の二第一項又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理 法、令及びこの省令又は農地法、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）に違反したことがないこと。

ロ 法第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に係る事務の処理 都道府県知事が当該変更に係る同条第四項において準用する法第八条第四項の規定による協議において法、令及びこの省令に定める要件を満たしていないとして同意しなかったことがないこと。

ハ 農地法第四条第三項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の送付に係る事務の処理 当該申請書に付された意見の内容が同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることが相当であるとするものである場合に、都道府県知事が当該許可の申請に対して同法、農地法施行令及び農地法施行規則に定める要件を満たしていないとして不許可の処分を行ったことがないこと（地方自治法第八十条の二の規定により申請市町村（同法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより農地法第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされているものを除く。）の委任を受けて、指定の日以後、農業委員会が開発許可事務を行うこととなる場合に限る。）。

ニ 農地法施行規則第二十九条第六号の施設の敷地に供するため申請

市町村の区域内にある農地を農地以外のものにする行為 当該施設の公益性を考慮してもなお当該行為が土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

ホ 申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の三の規定による命令又は農地法第五十一条第一項の規定による処分若しくは命令に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理 当該事務の処理が著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

二 指定の日以後の開発許可事務の処理を行う体制（以下この号において「事務処理体制」という。）が次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 開発許可事務に従事する職員を二名以上（過去五年間における法第十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）配置すること。

ロ イの職員のうち前号イからハまでの事務に通算して一年以上従事した経験（以下このロにおいて「従事経験」という。）を有するものの人数が二名以上（過去五年間における法第十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）であること又は次に掲げる者の人数がそれぞれ一名以上であること。

(1) イの職員であつて、従事経験を有するもの

(2) イの職員であつて、開発許可事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構をいう。）が実施する研修を受けることにより従事経験を有する者と同等の法、令及びこの省令並びに農地法、農地

法施行令及び農地法施行規則に関する理解を有すると認められるもの

ハ イ及びロに掲げる要件を満たす事務処理体制を継続的に確保できると認められること。

(面積目標の達成状況等の報告)

第三十七条の四 指定市町村(法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。次項及び次条において同じ。)は、毎年四月一日から同月末日までの間に、報告書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 面積目標の達成状況を記載した書類

二 前年の開発許可事務の処理の概要を記載した書類

2 前項の規定による場合のほか、指定市町村は、農林水産大臣の求めに応じ、農林水産大臣が必要と認める事項を記載した書類を提出しなければならない。

(指定の取消し)

第三十七条の五 令第十三条の三第八項の規定による指定市町村が同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったかどうかの判断は、指定市町村が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一 令第十三条の三第七項の規定に違反した場合

二 開発許可事務に係る地方自治法第二百四十五条の五第三項の規定による求めに応じない場合

(指定及びその取消しに関し必要な事項)

(新設)

(新設)

第三十七条の六 第三十七条の二から前条までに規定するもののほか、指  
定及びその取消しに関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(新設)

改正後	現行
<p>（所有権移転等促進計画の承認手続）</p> <p>第九条 市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村を除く。）は、法第七条第六項の規定により所有権移転等促進計画について承認を受けようとするときは、その申請書に当該所有権移転等促進計画及び次に掲げる書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2 都道府県知事は、法第七条第六項の規定による承認をしようとするときは、農用地の転用のための権利移動が適切に行われることを旨として、当該承認に要する期間その他活性化計画の円滑な達成を図るために必要な事項につき適切な配慮をするものとする。</p> <p>（所有権移転等促進計画の公告）</p> <p>第十条 法第八条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 所有権移転等促進計画について法第七条第六項の規定により都道府県知事の承認を受けている場合にあつては、その旨</p>	<p>（所有権移転等促進計画の承認手続）</p> <p>第九条 市町村は、法第七条第四項の規定により所有権移転等促進計画について承認を受けようとするときは、その申請書に当該所有権移転等促進計画及び次に掲げる書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2 都道府県知事は、法第七条第四項の規定による承認をしようとするときは、農用地の転用のための権利移動が適切に行われることを旨として、当該承認に要する期間その他活性化計画の円滑な達成を図るために必要な事項につき適切な配慮をするものとする。</p> <p>（所有権移転等促進計画の公告）</p> <p>第十条 法第八条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 所有権移転等促進計画について法第七条第四項の規定により都道府県知事の承認を受けている場合にあつては、その旨</p>

改正後	現行
<p>（地域協議会の構成員として加える者）</p> <p>第二条 法第二十四条第二項第一号の農林水産省令で定める者は、<u>農業委員会等</u>に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（食料供給等施設（法第二十三条に規定する食料供給等施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地のうち、当該食料供給等施設の用に供することを目的として、農地（法第二条第六項に規定する農地をいう。以下同じ。）である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）とする。</p> <p>（食料供給等施設整備計画の記載事項）</p> <p>第三条 法第二十四条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ 農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）<u>第三十一条第六号</u>に掲げる事項</p> <p>ロ 食料供給等施設の用に供する土地の地番、地目（登記簿の地目と</p>	<p>（地域協議会の構成員として加える者）</p> <p>第二条 法第二十四条第二項第一号の農林水産省令で定める者は、<u>農業委員会</u>とする。</p> <p>（食料供給等施設整備計画の記載事項）</p> <p>第三条 法第二十四条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 農地（法第二条第六項に規定する農地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ 農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）<u>第二十三条第六号</u>に掲げる事項</p> <p>ロ 食料供給等施設（法第二十三条に規定する食料供給等施設をいう</p>

現況による地目とが異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目)、利用状況及び普通収穫高

ハ・ニ (略)

二 農地又は採草放牧地(法第二十四条第一項第一号に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。)を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 農地法施行規則第十一条第一項第一号及び第四号並びに第五十七條の三第三号に掲げる事項

ハ・ニ (略)

三 (略)

2 食料供給等施設整備計画(法第二十四条第一項に規定する食料供給等施設整備計画をいう。以下同じ。)には、その記載内容の参考となるべき次に掲げる書類を添付するものとする。

一 食料供給等施設整備計画が法第二十四条第一項第一号に該当するものである場合には、次に掲げる書類

イ 農地法施行規則第三十条第二号に掲げる書類

ロ〜ハ (略)

二 (略)

(復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の特例に関する協議に係る農林水産省令で定める者)

第六条 法第四十七条第四項第十五号及び第四十九條第八項第五号の農林水産省令で定める者は、農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に

。以下同じ。)の用に供する土地の地番、地目(登記簿の地目と現況による地目とが異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目)、利用状況及び普通収穫高

ハ・ニ (略)

二 農地又は採草放牧地(法第二十四条第一項第一号に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。)を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 農地法施行規則第十一条第一項第一号及び第四号並びに第四十九條第三号に掲げる事項

ハ・ニ (略)

三 (略)

2 食料供給等施設整備計画(法第二十四条第一項に規定する食料供給等施設整備計画をいう。以下同じ。)には、その記載内容の参考となるべき次に掲げる書類を添付するものとする。

一 食料供給等施設整備計画が法第二十四条第一項第一号に該当するものである場合には、次に掲げる書類

イ 農地法施行規則第二十二條第二号に掲げる書類

ロ〜ハ (略)

二 (略)

(復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の特例に関する協議に係る農林水産省令で定める者)

第六条 法第四十七条第四項第十五号及び第四十九條第八項第五号の農林水産省令で定める者は、農業委員会とする。

規定する都道府県機構（復興整備計画（法第四十六条第一項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）に、当該土地利用方針（同条第二項第三号に規定する土地利用方針をいう。以下同じ。）に沿って復興整備事業（同項第四号に規定する復興整備事業をいう。以下同じ。）を実施した場合においては計画区域（同項第一号に規定する計画区域をいう。以下同じ。）において三十アールを超える農地を農地以外のものにする事となる）が明らかである土地利用方針を記載しようとする場合に限り、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）とする。

（協議会が組織されている場合における農地の転用に係る土地利用方針に関する協議及び同意）

第七条 法第四十九条第一項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。以下同じ。）であつて、法第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とするものは、協議書に復興整備計画に記載しようとする土地利用方針を記載した書類及び次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを法第四十七条第一項に規定する復興整備協議会（以下「協議会」という。）に提出するものとする。

一・二（略）

2 土地利用方針について法第四十九条第一項の農林水産大臣の同意を得た被災関連市町村等であつて、法第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とするものは、当該同意を得た土地利用方針が記載された復興整備計画が法第四十六条第六項の規定により公表される日の前日まで

（協議会が組織されている場合における農地の転用に係る土地利用方針に関する協議及び同意）

第七条 法第四十九条第一項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。以下同じ。）であつて、法第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とするものは、協議書に復興整備計画（同項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）に記載しようとする土地利用方針（同条第二項第三号に規定する土地利用方針をいう。以下同じ。）を記載した書類及び次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを法第四十七条第一項に規定する復興整備協議会（以下「協議会」という。）に提出するものとする。

一・二（略）

2 土地利用方針について法第四十九条第一項の農林水産大臣の同意を得た被災関連市町村等であつて、法第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とするものは、当該同意を得た土地利用方針が記載された復興整備計画が法第四十六条第六項の規定により公表される日の前日まで

に、当該土地利用方針に係る復興整備事業に関する書類として農林水産大臣が定める書類を、農林水産大臣に提出するものとする。

に、当該土地利用方針に係る復興整備事業（同条第二項第四号の復興整備事業をいう。以下同じ。）に関する書類として農林水産大臣が定める書類を、農林水産大臣に提出するものとする。

改正後	現行
<p>（復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の特例に関する協議に係る農林水産省令で定める者）</p> <p>第二条 法第十一条第四項第十五号及び第十三条第八項第五号の農林水産省令で定める者は、<u>農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（復興計画（法第二条第三号に規定する復興計画をいう。以下同じ。）に、当該土地利用方針（法第十条第二項第三号に規定する土地利用方針をいう。以下同じ。）に沿って復興整備事業（同項第四号に規定する復興整備事業をいう。以下同じ。）を実施した場合には計画区域（同項第一号に規定する計画区域をいう。）において三十アールを超える農地を農地以外のものにする</u>こととなることが明らかである土地利用方針を記載しようとする場合に限り、<u>同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。</u>）とする。</p> <p>（協議会が組織されている場合における農地の転用に係る土地利用方針に関する協議及び同意）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 土地利用方針について法第十三条第一項の農林水産大臣の同意を得た特定被災市町村等は、当該同意を得た土地利用方針が記載された復興計画が法第十条第六項の規定により公表される日の前日までに、当該土地利用方針に係る復興整備事業に関する書類として農林水産大臣が定める書類を、農林水産大臣に提出するものとする。</p>	<p>（復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の特例に関する協議に係る農林水産省令で定める者）</p> <p>第二条 法第十一条第四項第十五号及び第十三条第八項第五号の農林水産省令で定める者は、<u>農業委員会とする。</u></p> <p>（協議会が組織されている場合における農地の転用に係る土地利用方針に関する協議及び同意）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 土地利用方針について法第十三条第一項の農林水産大臣の同意を得た特定被災市町村等は、当該同意を得た土地利用方針が記載された復興計画が法第十条第六項の規定により公表される日の前日までに、当該土地利用方針に係る復興整備事業（<u>同条第二項第四号に規定する復興整備事業をいう。</u>）に関する書類として農林水産大臣が定める書類を、農林水産大臣に提出するものとする。</p>

産大臣に提出するものとする。

○ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第三十三号）  
 （第六条関係）

改正後	現行
<p>（再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の基準）</p> <p>第三条 法第五条第五項の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第五条第二項第二号に掲げる区域に農用地が含まれる場合にあっては、当該区域の設定が次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>イ 当該区域に含まれる農用地が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地でないこと。ただし、当該農用地が同号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第十三条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）である場合において、その土地が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>ロ （略）</p> <p>三・四</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第七条 法第七条第九項第一号（法第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の権限は、計画作成市町村の区域を管轄する地方農政局長に委任する。</p>	<p>（再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の基準）</p> <p>第三条 法第五条第五項の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第五条第二項第二号に掲げる区域に農用地が含まれる場合にあっては、当該区域の設定が次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>イ 当該区域に含まれる農用地が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地でないこと。ただし、当該農用地が同号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二十条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）である場合において、その土地が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>ロ （略）</p> <p>三・四</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第七条 法第七条第四項第一号、第五項及び第九項第一号（これらの規定を法第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の権限は、計画作成市町村の区域を管轄する地方農政局長に委任</p>

420

改正後	現行
<p>（地域再生協議会の構成員として加える者）</p> <p>第三条 法第十七条の十五第二項の農林水産省令で定める者は、<u>農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三條第一項に規定する都道府県機構（地域農林水産業振興施設（法第五條第四項第八号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地のうち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四條第一項又は第五條第一項の許可を受けなければならぬもの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていぬ場合を除く。）のほか、次に掲げる者とする。</u></p> <p>一 地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合にあつては、当該農林水産業振興施設の用に供する土地が存する農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。次号において同じ。）</p> <p>二（略）</p>	<p>（地域再生協議会の構成員として加える者）</p> <p>第三条 法第十七条の十五第二項の農林水産省令で定める者は、<u>農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三條第一項ただし書又は第五項の規定により認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。次條第二項において同じ。）に農業委員会が置かれていない場合を除く。）のほか、次に掲げる者とする。</u></p> <p>一 地域農林水産業振興施設（法第五條第四項第八号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合にあつては、当該農林水産業振興施設の用に供する土地が存する農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。次号において同じ。）</p> <p>二（略）</p>

改正後	現行
<p>（法附則第九条第一項に規定する業務についての農地法施行規則の規定の適用の特例）</p> <p>第四条 法附則第九条第一項の規定により研究所が同項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号。以下「旧機構法」という。）第十一条第一項第七号イ、ロ若しくはホ又は第九号の事業を行う場合における農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第二十九条及び第五十三条の規定の適用については、同規則第二十九条中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号。以下単に「旧緑資源機構法」という。）第十一条第一項第七号ホの事業若しくは同項第九号の事業（林道に係るものに限る。）の実施により林道の敷地に供するため、又は同項第七号イ若しくはロの事業の実施により土地改良施設の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合」と、同規則第五十三条中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第七号ホの事業若しくは同項第九号の事業（林道に係るものに限る。）の実施により林道の敷地に供するため、又は同項第七号</p>	<p>（法附則第九条第一項に規定する業務についての農地法施行規則の規定の適用の特例）</p> <p>第四条 法附則第九条第一項の規定により研究所が同項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号。以下「旧機構法」という。）第十一条第一項第七号イ、ロ若しくはホ又は第九号の事業を行う場合における農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第三十二条及び第五十三条の規定の適用については、同規則第三十二条中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号。以下単に「旧緑資源機構法」という。）第十一条第一項第七号ホの事業若しくは同項第九号の事業（林道に係るものに限る。）の実施により林道の敷地に供するため、又は同項第七号イ若しくはロの事業の実施により土地改良施設の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合」と、同規則第五十三条中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第七号ホの事業若しくは同項第九号の事業（林道に係るものに限る。）の実施により林道の敷地に供するため、又は同項第七号</p>

イ若しくはロの事業の実施により土地改良施設の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合」とする。

2 (略)

(法附則第十一条第一項に規定する業務についての農地法施行規則の規定の適用の特例)

第七条 法附則第十一条第一項の規定により研究所が同項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。)第十九条第一項第一号の事業を行う場合における農地法施行規則第二十九条、第三十七条、第四十七条、第五十三条及び第五十七条の規定の適用については、同規則第二十九条中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所(平成十一年法律第九十八号)附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下単に「旧農用地整備公団法」という。)第十九条第一項第一号の事業の実施により土地改良施設の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合」と、同規則第三十七条第五号中「第四項」とあるのは「第四項(国立研究開発法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農用地整備公団法第二十一条第六項において準用する場合を含む。)」と、「土地改良事業計画」とあるのは「土地改良事業計画又は旧農用地整備公団法第二十一条第一項に規定する農用地整備事業実施計画(以下単に「農用地整備事業実施計画」という。)」と、同規則第四十七条第五号ホ及び第

イ若しくはロの事業の実施により土地改良施設の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合」とする。

2 (略)

(法附則第十一条第一項に規定する業務についての農地法施行規則の規定の適用の特例)

第七条 法附則第十一条第一項の規定により研究所が同項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。)第十九条第一項第一号の事業を行う場合における農地法施行規則第三十二条、第三十七条、第四十七条、第五十三条及び第五十七条の規定の適用については、同規則第三十二条中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所(平成十一年法律第九十八号)附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下単に「旧農用地整備公団法」という。)第十九条第一項第一号の事業の実施により土地改良施設の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合」と、同規則第三十七条第五号中「第四項」とあるのは「第四項(国立研究開発法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農用地整備公団法第二十一条第六項において準用する場合を含む。)」と、「土地改良事業計画」とあるのは「土地改良事業計画又は旧農用地整備公団法第二十一条第一項に規定する農用地整備事業実施計画(以下単に「農用地整備事業実施計画」という。)」と、同規則第四十七条第五号ホ及び第

五十七条第五号ホ中「土地改良事業計画」とあるのは「土地改良事業計画又は農用地整備事業実施計画」と、同規則第五十三条中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号の事業の実施により土地改良施設の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合」とする。

五十七条第五号ホ中「土地改良事業計画」とあるのは「土地改良事業計画又は農用地整備事業実施計画」と、同規則第五十三条中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号の事業の実施により土地改良施設の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合」とする。